資料６

大阪府行政不服審査会運営要領

（趣旨）

第１条　この要領は、大阪府行政不服審査会規則（平成28年大阪府規則第48号。以下「規則」という。）第７条の規定に基づき、大阪府行政不服審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定める。

（部会）

第２条　審査会に、大阪府行政不服審査会条例（平成28年大阪府条例第１号）第７条第１項の合議体として、第１部会、第２部会及び第３部会（以下これらを「部会」という。）を置く。

２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

３　部会が取り扱う審査請求事件は、会長が定める。

（諮問書の添付書類）

第３条　行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第43条第１項の規定による諮問は、同条第２項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

　一　裁決に相当する内容（法第50条第１項に掲げる事項に相当する内容）を記載した書類

　二　前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

（議事録の作成）

第４条　審査会及び部会（以下「審査会等」という。）の会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

　一　会議の日時及び場所

　二　出席者の氏名

　三　議題

　四　審議経過

　五　議決事項

　六　その他必要な事項

２　議事録は、会議に出席した委員の確認を得て作成する。

（調査審議手続の非公開）

第５条　審査会等の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

（委任）

第６条　この要領に定めるもののほか、審査会について必要な事項は、会長が定める。

附　則

この要領は、平成28年５月６日から施行する。